

第26回 防災カフェを開催しました。



『洪水時あなたはどう行動しますか？』

ゲスト：先田 幸生 氏

(滋賀県 土木交通部 流域政策局 流域治水政策室 室長補佐)

日時：2018年7月12日(木) 18:30~20:30

場所：滋賀県危機管理センター1階 エントランスホール

ファシリテータ：清水 司 氏

(滋賀県 土木交通部 流域政策局 流域治水政策室 主査)

平成30年7月5日からの大雨で西日本を中心に土砂崩れや洪水が多発し、多くの命と財産が失われました。過去の生死に関わる浸水被害についてのお話を聴き、洪水が迫った時に命を守るための適切な行動について、いくつかの場面を想定してみんなで考えました。

【想定場面1】台風接近に伴い雨が降り出しました。今は強くなく避難勧告等は出ていませんが今後激しくなると予想されます。どうしますか？

多くの参加者が『様子を見る』とし、理由は「住居が川の近くでない」「マンションの高層階に住んでいる」ということでした。『指定の避難所へ避難』と答えた人では「高齢なので早目に避難する」などでした。住居や人の状況により適切な行動が変わるということがわかりました。



ゲスト：先田 幸生 さん

【ゲストから】大雨・洪水の情報には気象情報と避難情報があります。気象情報は、注意報→警報→特別警報で降水量や数十年に一度の大雨が予想されると気象庁が発表します。避難情報は、避難準備・高齢者等避難開始→避難勧告→避難指示(緊急)で市町が発表します。大きな川には水位計のある橋があり、水位によって水防団待機水位→氾濫注意水位(水防団が出動)→避難判断水位(避難準備・高齢者等避難開始)→氾濫危険水位(避難勧告、避難指示(緊急))のように決められています。水位はネットの滋賀県防災情報システムに出ているのでだれでも見ることができます。また、洪水ハザードマップが、市町ごとに作られ、



防災マップについての説明

各戸配布されています。どこがどうなるのかが、色分かれてわかるようになっています。

【想定場面2】雨が強くなり避難勧告が発令されましたが、日没後あたりは暗くなっています。どうしますか？

参加者で『家にとどまる』とした人は「避難経路の危険がわかりにくいので、自宅の二階に垂直避難する」、『指定の避難所に行く』とした人は「自宅や避難路周辺に河川や斜面がなく避難所が暗くても行けるところにある」や「自宅が土砂災害警戒地域にあり、いつも準備しているので」というものでした。

【ゲストから】家にとどまる場合には二階に垂直避難してください。避難所に歩いて行く場合、小さい子ども連れで避難路に水流があると、大人は大丈夫でも子どもが足を取られることがあるので非常に危険です。自動車の場合は、ヘッドライトが届く範囲に限られ、急に陥没部分が見えてもブレーキが間に合わないかもしれません。避難所に行く場合は早目に行動するようにしてください。あらかじめ家族でどこに避難するか、家族が一緒でないときはどうするのか決めておき、避難経路の危険箇所も調べておくようにしましょう。



道路の陥没⇒、夜には気づきにくい

【想定場面3】周辺が浸水しています。あなたの家も浸水するかもしれません。避難には浸水している道路を通らなければなりません。どうしますか？

【ゲストから】水が濁っていると、道路の位置だけでなく陥没やマンホールの蓋の有無などもわかりません。アンダーパス、地下道は非常に危険です。小学高学年でも水深 20cm、女性では 50cm が歩行の限界で、長靴ではさらに歩きにくくなります。自動車は 10cm 以上ではブレーキが効きにくくなり、30cm 以上ではエンジンが停止し、50cm 以上で車が浮いたりし、水圧でドアが開かなくなります。無理をして逃げないことです。

その後、「滋賀の流域治水」の説明がありました。県では『①どのような洪水でも人の命を守る』、『②床上浸水など生活再建が難しくなる被害を避ける』ために「ながす（川幅を



広くしたり川底を下げたりする)」「そなえる (もしもに備えての訓練などをする)」「ためる (溢れた水を田に貯める、山の保水力を高める)」「とどめる (被害を最小限にするために住宅地のかさ上げや浸水しやすい地域が市街化しないように規制する)」の4つの対策をしているということでした。

ネット上に次のような情報を提供しているので、滋賀県防災情報マップで検索して利用してほしいということでした。

滋賀県防災情報マップ→水害リスクマップ=地先の安全度マップ (大きな河川だけでなく、下水や農業用水路も含めて浸水の程度を示したマップ)

滋賀県防災情報マップ→[関係リンク]滋賀県土木防災情報システム→水位基準超過観測所 (その時点での雨量や河川の水位がどのレベルにあるかを見ることができる)

滋賀県防災情報マップ→[関係リンクの滋賀県土木防災情報システム]→[MEMO]河川防災カメラ (昼夜を問わずリアルタイムで河川の状況を見ることができる。)

その他にも県内各地で地域の要望に応じて治水に関して出前講座をしているので利用してほしいということでした。(流域治水対策室まで 077-528-4291)

参加者からは多くの質問がありました。その一つを紹介します。

問：宅地を購入したりする場合の業者からの災害について説明はどうなっていますか？

答：土地建物の取引の際に重要事項説明というのがあります。浸水警戒区域や土砂災害警戒区域に指定されている所では購入者に必ず説明しなければなりません。それ以外のところの想定浸水深や洪水浸水想定情報の説明は努力義務になっています。(滋賀県流域治水の推進に関する条例)



ファシリテータの清水さん

先田さん、清水さん、参加者のみなさん、ありがとうございました。